

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 債権の管理及び回収(第4条―第6条)

第3章 業務委託の基準(第7条―第9条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)附則第5条の2第2項第1号に定める業務及びこれに附帯する業務(以下「年金担保債権管理回収業務」という。)並びに同項第2号に定める業務及びこれに附帯する業務(以下「労災年金担保債権管理回収業務」という。)の方法を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第2条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画)によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

2 機構は、厚生労働省及びその他の関係機関と緊密な連携を保ち、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

第2章 債権の管理及び回収

(債権の管理及び回収)

第4条 機構は、機構法附則第5条の2第2項の規定に基づき行う債権の管理及び回収の業務は、貸付けの相手方、償還期間、償還の方法、保証人の状況等に留意して適正に行わなければならない。

2 前項に規定する債権の管理及び回収に関する手続については、別に定めるところによる。

(償還期間)

第5条 償還期間は、4年以内とする。

(償還の方法)

第6条 貸付金の償還は、原則として担保に供された年金の支払金をもって充てるものとする。

第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第7条 機構は、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を効率的に運営するため、機構法附則第5条の2第2項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

(業務の委託を受けた金融機関の責務)

第8条 前条の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)は、機構法、独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成15年政令第393号)、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)、その他関係法令、この業務方法書及び機構が定める諸規程に従って委託された業務(以下「受託業務」という。)を処理しなければならない。

(委託契約)

- 第9条 機構は、第7条の業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の種類及び内容、委託する期間その他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を締結するものとする。
- 2 機構は、受託金融機関に対し、別に定めるところにより委託手数料を支払うものとする。
 - 3 受託業務の処理に必要な経費は、原則として受託金融機関が負担するものとする。

附 則

この業務方法書は、令和4年4月1日から施行する。